

火山防災のあり方検討会

検討の方向性について

(1) 検討の範囲

◆火山防災の6つの対策（出典：内閣府ワーキンググループ「御嶽山噴火を踏まえた今後の火山防災対策の推進について」／平成27年3月）

1.火山防災対策を推進するためのしくみづくり

2.火山監視・観測体制の構築

3.火山防災情報の伝達

4.火山噴火からの適切な避難方策等の設定

5.火山防災教育や火山に関する知識の普及

6.火山研究体制の強化と火山研究者の育成

住民および登山者等への啓発

本検討会での検討範囲

本検討委員会では、

いわゆる「ビジターセンター」に求められる機能・役割、

住民および登山者等へ「火山防災における知識の普及・啓発」のあり方を検討する。

(2) 「全国事例調査Ⅰ」結果報告

■ 調査概要

- ・ **調査目的**：全国で積極的に火山防災に取り組んでいる「ビジターセンターに類する施設」（以下、「VC」）を把握し、火山防災上の知識の普及において、効果的な取組を整理する。
- ・ **調査期間**：平成28年6月1日（水）～13日（月）
- ・ **調査方法**：以下の2段階の調査を行った
 - ① **都道府県ヒアリング**
「常時観測火山」を抱える都道府県へ電話ヒアリングを行い、火山防災の取組を行っているVCの有無をたずねた。VCについては、環境省の把握している国立公園のVC一覧リストをすべて確認した上で、そこに掲載されていない施設についても確認した。
 - ② **VCヒアリング**
都道府県ヒアリングで火山防災の取組状況が確認できなかった場合、直接VCへ連絡し確認した。

2. ビジターセンターについての検討の進め方

資料2-5



3. (仮) 火山マイスター制度についての検討の方向性

資料2-6

(1) (仮) 火山マイスター制度とは

(「洞爺湖有珠火山マイスター制度」の内容を要約)

〈役割〉

◆ **火山防災**

火山地域において、火山の正しい知識、噴火の記憶や経験を語り継ぐ

◆ **観光面**

正確な知識に裏付けされた、安全で質の高いガイドを提供する

〈主な活動内容〉

◆ **住民に対して**

地域の火山防災のリーダーとして、防災や登山の講習・課外学習等の講師役を務める

◆ **登山者等に対して**

訪問する登山者等に対して、ガイドや情報提供を行い、火山についての正しい知識と必要な技術を伝える

(2) 検討の範囲

	制度	人材
主な検討内容	<ul style="list-style-type: none">◆ 制度の目的◆ 運用する主体◆ 運用する具体的な方法 (認定方法、水準の維持・継続の方法)◆ 活動の内容	<ul style="list-style-type: none">◆ マイスターになれる対象者◆ 求められる要件 (資質、能力、考え方、意欲等)

4. 火山マイスター制度についての検討の進め方

資料2-7

